

# インドネシア最高裁との法・司法分野における協力を語る (インドネシア側の視点から) ～タクディル・ラフマディ最高裁准長官インタビュー～

---

インドネシア最高裁准長官 タクディル・ラフマディ (Takdir Rahmadhi) (語り手)  
国際協力部教官 黒木 宏太 (聞き手)

---

## ICD設立20周年記念スペシャルインタビュー

インドネシア最高裁タクディル・ラフマディ准長官(以下「タクディル判事」という。)へのインタビューが、2021年4月7日に実現した。

参考に、インドネシアの法整備支援の経過は、次のとおりである。

2002年 JICA枠組みによる交流開始

2007年3月～2009年3月 「和解プロジェクト」<sup>1</sup>

2015年12月～2021年9月 「知財プロジェクト」<sup>2</sup>

タクディル判事は、学者出身の最高裁判事であり、「和解プロジェクト」ではADR (Alternative Dispute Resolution) に精通する学者としてWG (ワーキンググループ) の中心的な役割を果たされ、「知財プロジェクト」では最高裁判事の立場からワーキンググループのプロジェクトマネージャーとして中心的な役割を果たしている。日本・インドネシアを通じて、最も深く両プロジェクトに関わっている人物といえ、今回のスペシャルインタビューに相応しい方である。

本インタビューでは、タクディル判事の視点からみた両プロジェクトを語っていただいたほか、私達に馴染みのない、インドネシア最高裁判事の日常業務などについてもお話いただいた。

## ■ 経歴

### 学者から最高裁判事に就任

—— タクディル判事は、学者ご出身の最高裁判事と承知しておりますが、どのように最高裁判事に就任されたかなど、簡単にご経歴をご紹介いただけますでしょうか。

**判事** まずは、今回、法務省法務総合研究所国際協力部 (ICD) の皆さまからインタビューにお招きいただきありがとうございます。

おっしゃるとおり、私は学者出身の判事です。インドネシアの最高裁判事のキャリアには2種類あります。一つは下から裁判官として下積みをして最高裁判事になる

---

<sup>1</sup> 正式名称は「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」

<sup>2</sup> 正式名称は「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」。なお、プロジェクトの期間について、2020年12月20日までとされていたところ、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2021年9月末までと延長合意された。

コースと、もう一つはノンキャリアで、私のように学者から最高裁判事になるコースであります。

私は、最初は、スマトラ島にあるアンダラス大学の法学部で教鞭をとっていました。そして、そこで教授となった後に、インドネシア最高裁から、2003年のメディエーションに関する最高裁規則改正のための草案作成ワーキンググループのメンバーになって欲しいと言われました。そのときに、お誘いしてくれた最高裁判事も、パジャジャラン大学出身のノンキャリアの方で、話が合って協力することになりました。当時はパジャジャラン大学出身のバギル・マナン長官が最高裁を率いていました。

既にお聞きかもしれませんが、和解・調停は、当初オーストラリアが参加していました。その後、日本にも同じ制度があるらしいということを知り、この分野で、JICAと協力することになりました。そして、この2003年版の最高裁規則は2007年に改正され、最高裁規則2008年1号となりました。



タクディール・ラフマディ准長官



インドネシア最高裁

### 「和解プロジェクト」にはご縁をいただいた

**判事** そのときに、この「和解プロジェクト」のワーキンググループに入れていただき、この活動を通じて、最高裁の方々とも知り合うことができました。その当時、長官がバギル・マナン長官で、その下にアリフィン副長官がいらっしゃいました。アリフィン副長官は、後に長官になりますが、この当時はワーキンググループのチーフを務めていました。そのアリフィン副長官から、道義的なサポートをするので、最高裁判事になってくれないかという話をいただきました。また、アンダラス大学の方からも、最高裁判事選出に参加するための推薦状を頂きました。ノンキャリアの最高裁判事というのは、様々な大学の出身者がいましたが、当時アンダラス大学の出身者はいませんでした。そのこともあり、アンダラス大学の法学

部出身者の同窓会からも推薦すると後押しをしていただきました。そして、もちろん推薦だけでは足りず、試験を受ける必要がありますので、最高裁判事に任官するための試験を受けて、2008年に合格し、最高裁判事としてのキャリアをスタートさせました。

ですので、ある意味、このように最高裁判事というキャリアを歩むこととなったのも、「和解プロジェクト」にご縁をいただいたからだと思います。日本とともに行った「和解プロジェクト」で、最高裁規則のリバイスという作業に参加したからではないかなとも思っています。

## ■ 和解・調停について

### メデイエーションの手法については全然決まっていませんでした

—— 資料<sup>3</sup>によりますと、カナダに留学中にはADRについても研究されておられたと伺っておりますが、和解・調停については強い関心があったのでしょうか。

**判事** おっしゃるとおり、和解・調停には元々興味がありました。カナダでは、修士号をとりましたが、そのときの修士論文が「環境紛争解決におけるメデイエーション」です。アメリカにおけるメデイエーションはどのようになっているのか、そしてインドネシアでの応用の可能性について探ったものであります。皆さんも、この論文を知っていたのかなと思いますし、また、私自身、頻繁にメデイエーション関連のセミナーで講師をしたりもしていました。また私は、オーストラリアからの援助によりインドネシア最高裁からメデイエーションに関する最高裁規則の草案を準備するよう命を受けたインドネシア紛争移行研究所（IICIT）の研究員でもありました。

—— インドネシアの和解・調停には、どのような問題があったのでしょうか。

**判事** インドネシアにも「メデイエーション」（和解・調停）というコンセプトはありました。しかし、どうやってこれをやるのかという手法については、決まっていませんでした。大学でも、和解・調停という言葉はあったけど、これをどうやっていくのかという手法を教えることはできませんでした。それについての講義もありませんでした。本格的に、ADRに関する講義ができるようになるのは、2006年、2007年頃になってからだったと思います。

和解・調停というコンセプトはありましたので、民事訴訟法には、「和解を先にすること」と書いてありました。しかし、どのようにやるかは分からないので、裁判官が、当事者を集めて、和解しなさいと言うだけの状態になっていました。どうするかとか、どう話合いを持って行くかということは、全然決まっていませんでした。「和解しなさい」と勧告するだけで終わってしまっていたのが問題点です。

<sup>3</sup> 田中嘉寿子「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト 第1回現地セミナー報告」ICDNEWS第32号（2007年9月号）233頁

## 日本の考え方はインドネシアの文化に合うと感じました

—— なぜ、日本に対し、和解・調停の支援を求めることになったのでしょうか。

**判事** このような問題点もありまして、インドネシアのメディエーションは上手くいっておりませんでした。そこで、当初はオーストラリアから援助を受けて、最高裁規則を改正しました。2003年のメディエーションは、アメリカ（北アメリカ）の考え方を色濃く残すものでした。なかでも一番大きいのは、協議をするというのは良いのですが、その場に裁判官が参加できないということです。アメリカの考え方ですと、法廷外で裁判官は関わってはいけないという考え方で、裁判官は和解・調停に不参加ということになっていました。調停を主宰することができるのは、裁判官ではなく他者であるとされていました。

しかし、これも、アジア人の考え方からしますと、文化に上手く合わないということがありました。事実として、現場の裁判官を中心とする様々な現場の方から、このままではいけないのではないかとと言われるようになりました。変えなければならぬという声が特に2003年以降に現場から挙がってきたのです。このままではインドネシアでは上手く機能しないということが分かりました。

その後、実は日本にも和解・調停があることを知り、こちらのほうが、インドネシアの文化に合うのではないかとということになりました。そこで、日本の草野先生、稲葉先生などを訪問して、様々なことを学ばせていただきました。そして、JICAの援助を受けて、完成したのが2008年の最高裁規則です。同最高裁規則では、2003年の最高裁規則では参加できなかった裁判官も調停に参加できるようになり、和解の場に関わっていくことができるようになっていきます。

—— 和解・調停は、インドネシアの文化にも合っているのでしょうか。

**判事** 和解・調停は、インドネシアの文化に合っていると思います。とりわけ、2007年最高裁規則では裁判官が関与できることになっていて、これはインドネシアの文化に合っているものです。インドネシア人には、事件をできるだけ和解で終結させていくことを好む性質があります。

そして、和解のプロセスに法律の専門家である裁判官が関与することで、なんとか裁判官が判決を下す前に和解で終わらせる方が、インドネシアの民俗や考え方には合っていると思います。

アメリカでは、利益相反の関係で、裁判官は和解・調停に関与しないことになっています。その趣旨も良く分かりますので、これも参考にして、インドネシアでは、和解を担当する裁判官は、事件を担当する裁判官とは別の裁判官ということになっています。

## インドネシアでは、権利意識が強くなっているなど、文化に変化もみられます

—— タクディル判事からみて、インドネシアの方のそのような文化や考え方はどのようなところから感じられるのでしょうか。また、文化に変化が見られたりもするので

しょうか。

**判事** インドネシア人は、話し合いで終わるものは、話し合いで平和的に終結することを望む民族であると思います。しかし、昨今は、様々な面で文化や考え方が変わっているように思います。昔に比べて、エゴが強くなっている面もありますし、自分が他人に勝ちたい（他人を負けさせたいという気持ちが強い）とかが出てきているように思います。

例えば、家族内で遺産の問題でもめている場合は、できるだけ和解の方向で調整して終結するというのが良いように思いますが、そのうちの誰かが自分の権利をものすごく主張したり、あるいは、自分が勝ちたいという権利意識が強くなったりして、裁判で決着をつけましょうというケースが増えてきているように思います。ですので、最近のメディエーションの成功率、すなわち和解成立率は5%程度にとどまっています。

文化が変わり始めていると思います。

—— 和解が成立しにくい方向に文化が変わりつつあるということですが、インドネシア最高裁としては、どのようにして、和解成立率を上げるなどの工夫をされているのでしょうか。

**判事** この状態は良い状態ではないと、最高裁としても考えています。そこで、実は、今年新しい試みを始めました。それは、メディエーションアワードというもので、どこの裁判所で、どの程度メディエーションの成立がなされたか、という件数及びパーセンテージをみて、どこの裁判所がメディエーションに秀でていくかというアワード（表彰）を始めました。どの裁判所が優秀だったかということも発表します。優勝は、最高裁の創立記念日の8月19日に発表する予定としています。このようなイベント上で発表することが既に決まっていますので、今はそれに向けて、様々な努力が行われているところです。

また、研修所では、定期的に、現場の裁判官向けに、和解・調停のスキルのための研修を設けておりますので、そちらに参加していただくことができます。

### 今後は、和解・調停に関する周知活動が大事だと思います

—— 和解・調停に関する今後の課題はどのようなものなのでしょうか。

**判事** 今後は周知活動が大きいと思っています。和解をどのようにしていったら良いかは、周知活動が大きい影響を与えます。

社会一般に対して、例えば、家族、近隣、ビジネス関係の人との紛争に巻き込まれた場合には、何でもかんでも裁判で解決するのではなくて、その前に和解・調停でも解決する余地があるということを、しっかりと周知していく必要があります。

それ以外には、弁護士さんにも、クライアントにも大きな影響を与えるものであるため、裁判を始める前に、和解・調停を検討するようにするというマインドセットの改革が必要ではないかと思っています。

また、私達内部の裁判官においても、しっかりとそれをわきまえてやるべきであると思います。

これらのためには教育が非常に大事です。そのため、大学のレベルから、和解・調停を学ぶカリキュラムができていることが大事だと思います。現在、インドネシアのほぼすべての大学ではカリキュラムがありますし、裁判所以外の外部機関で和解・調停のトレーニングができる実施機関も全国で15カ所設置されました。この15カ所は、もちろん最高裁の許可を受けた機関ですが、和解・調停に関するトレーニングを実施することができます。こういう外部機関も増えてきています。このように、和解・調停に関する多方面のソーシャリゼーションは非常に重要であると思っています。



執務室での打合せ風景（一番奥中央がタクデイル判事）

## ■ 日本について

最初に日本を訪問したときはとても感慨深かった

—— 日本という国についてはどのように見ていらっしゃるでしょうか。

判事 インドネシア人と日本人には様々な違いもあると思います。とりわけ文化など様々な差があると思います。しかし、インドネシア人は、日本について良く知っていると思っています。

まず、一生懸命働くということ、それから、先進的であること、経済的にも非常に強いと言うことなど、様々なことを知っています。

アジアで一番前進している国は日本だと思いますし、アメリカや西欧の考え方を取り入れているとも思います。第二次世界大戦で敗戦したとはいえ、それを乗り越えて、素晴らしい国を作っていました。その裏側には、やはり、多大なる努力があったのだと思います。そうでなければ、今インドネシアの道を埋め尽くしている、トヨタ、ホンダ、日産、スズキなどの車はなかったと思います。それは、もう努力の賜物だと思っております。

実は私の母方の祖母はイエン・ナカモトという方で、日本人の血を引いています（写真を見せながら）。写真を見せましたが、私の叔父を抱いているところです。その写真を見ると分かると思いますが、私の家族には日本人の方もいましたので、私自身も日本の血統を引いているということになります。

2002年ですが、日本に行ったとき、非常に嬉しかった。自分のルーツである日本に行けたことに、大きな感動を覚えました。非常に感慨深かったです。

今まで周りの方に様々なことを言われました。「あなたのお母さんは、見かけが中国人みたいね?」とか。インドネシア人は、とにかく色白で目が細い感じの方をみると、全部中国人だと言います。私は、いつもこれは日本人なのだと言っていました。

日本には非常に親近感を覚えています。

—— 訪日した際に、どのようなことが印象的だったでしょうか。

**判事** もちろん、インドネシアと日本の違いはたくさんあると思いますし、宗教観も違います。

インドネシアは宗教観がかなり強いので、ことあるごとにお祈りに行ったりしますが、日本はそうではありません。

これまで、様々なところに行かせていただいたのは非常に大きな思い出になっています。これまで全部で6～7回は日本に行っていると思います。「和解プロジェクト」のほか、「知財プロジェクト」やAPECのODR（オンラインメディエーション）に関する会議でも訪日しました。

奈良のお寺や神戸のイスラムのモスク、歌舞伎を見る経験をさせていただきました。奈良に大仏があり、また、京都に古い神社だったと思いますが、大きな竹林があって、素晴らしかったのですが、どちらかという観光地という印象が色濃かったなと感じました。

そのほか、私が印象に残っていることとしては、ご飯の後、皆さんしっかり歯を磨くということです。インドネシアですと朝夜に歯を磨いて終わりですが、日本人はオフィスで昼食をとった後に歯を磨くというのが印象的です。オフィスの洗面所で皆さんが列をなして歯を磨いていたのが非常に印象的でした。

このように印象的なことはいっぱいありますが、現在もそのせいか、私はヨーロッ

パ車やアメリカ車には乗っておりませんで、トヨタの車に乗っております。  
また、日本を訪れたいと思っています。

### 「和解プロジェクト」は非常に感謝されている

—— 「和解プロジェクト」について、インドネシア側の評価はいかがでしょう。

**判事** 「和解プロジェクト」については、インドネシア側から非常に高い評価を受けているし、非常に感謝されています。特に、最高裁長官をはじめとした上司の皆さん、現場で動いている裁判官の方は、「和解プロジェクト」の恩恵を受けていると思います。実際に、このプロジェクト期間に日本に派遣されて、日本の和解・調停のやり方を学んできた裁判官は結構いますが、現在もメディエーションワーキンググループに参加して、日々問題を話し合ったりしています。その経験は、今も生きています。

日本の手法から大きなインスピレーションを受けたので、そこから外部機関との協力などを行うことができたと思います。日本から学んだインスピレーションは非常に大きく、今もなお生きています。

もちろん和解・調停という言葉は英語のメディエーションに由来する‘mediasi’（メディアシ）になっていますけども、使用する言葉は違いますが、核となるコンセプトや考え方は共通していると思います。

### ■ インドネシア最高裁判事の仕事について

#### 最高裁判事としてしっかりと事件処理をすることが大事

—— 「和解プロジェクト」が終了した後のお話も教えてくださいませんか。

**判事** 日本との協力関係がなかった期間は、5～6年ありました。その期間は、最高裁判事としての業務はもちろんのこと、「和解プロジェクト」のモニタリングもしていました。

私は民事部に所属する最高裁判事ですので、民事部の仕事をしておりました。

また、若手裁判官の教育も担当しました。和解・調停のセミナーの講師をしたり、ワーキンググループで日本に行った経験のある方が講師をする際に、資料を見せてもらって、意見を言ったりしていました。そのようなことを、毎年のようにやって、「和解プロジェクト」のフォローアップをしていました。

—— インドネシアの最高裁判事のお仕事は、私どもに馴染みがありませんので、少し詳しく教えてくださいませんか

**判事** 最高裁判事の日々の仕事には、様々な仕事があります。

ワーキンググループは色々ありまして、私自身、全部を統括している立場でもあります。例えば、ワーキンググループの成果を、長官に報告したり、担当者レベルの方と討議をしたりします。これは結構忙しいです。

しかし、私の肩書きは、あくまで最高裁判事です。つまり、しっかりとした事件処



理をするのが中核的な業務です。細かい時間や移動時間に、裁判に関連する書類を読み込んだりしています。必要があれば、日曜日を使ったりして、家でできる作業をしたりもしています。

第4週の水曜日が、裁判担当の日となっています。月に50～60件ありますので、それにしっかり判決をしていくということになります。

—— 大変お忙しそうですが、どのように時間管理をされているのでしょうか。

**判事** 司法行政事務と裁判事務のいずれもありますので、上手く時間を使ってやっています。とても忙しいですが、余暇の時間もしっかりとっています。例えば、土曜の午前中は、長官と一緒に運動したり、家族とテレビを見たりしています。長官からも、言い訳することなく、裁判の判決を出すというメインの仕事をしっかりやるように言われています。それに対して、私は、分かっています、しっかりと準備できていますと答えています。

—— インドネシアの最高裁は上告事件が多いようですが、近時のご対応などをご紹介いただけますでしょうか。

**判事** 最高裁に、たくさんの事件が上告されたりするという状況はあります。しかし、いくつかのところで限定して、制限するという努力はしてきています。例えば、普通に上告される事件以外に、再審事件がありますが、これについては限定的にしています。解雇事件については再審はできないという規定を設けたりしました。それから、小規模の事件は上告できないなど、制限を設けています。特に、再審を限定的にしているのがポイントです。

## ■ 裁判の電子化に向けての取組み

### 電子化することで、最高裁の負担を軽減できる可能性がある

—— その他の工夫例なども教えていただけますでしょうか。

**判事** 裁判を早期化していくことも大事です。これについては、ワーキンググループがあります。最高裁における事件解決の早期化及び電子化に関するワーキンググループというものです。電子化のワーキンググループを作っています。

これまでは、裁判関係の書類は紙ベースが多かったです。高裁から全部紙ベースで記録が送られてきておりました。そして、紙ベースであることが原因で早期化が図れないという問題がありました。そこで、例えば、そのためにスタッフを配置して、ドキュメントをスキャンして、それを担当に送ることができないかななどをワーキンググループで話し合っています。つまり、人員や機器について、検討しているところです。

電子化していくことで、最高裁の負担を軽減できるのではないかと考えています。私は、その議長もやっているのです、こういう観点からも負担を軽減できればと考えています。

—— インドネシアは1万以上の島々で構成されていますが、今は地方から紙ベースで来

ているということでしょうか。現在は電子化に向けて様々なことを試行しているところのようですね。

**判事** 今は全部紙ベースで、地方からジャカルタに送っています。それをどうにかしたいということもありまして、今はトライアルしているところです。スタッフにスキャンしていただいて、送っていただいたり、それができない場合には、紙を送っていただいて、最高裁でスキャンしたりしています。これらを通じて、裁判の早期化を図りたいと思っています。この点も、可能であれば、JICAと協力したいところです。

—— 電子化に関する今後の検討課題はどのようなところでしょうか。

**判事** 現在でもスキャンするなどの対応をすることは、もちろんできると思います。しかし、そこにどういうレギュレーションが必要なのかという点は、まだまだ討議が必要だと思っています。

今年（2021年）の7月頃には、ワーキンググループでこれをまとめて、長官に提出して、上層部の会議にかけていきたいと思っています。インドネシアは、電子化について積極的に動いています。

## ■ 「知財プロジェクト」について

### 知財事件の判決が安定していなかった

—— 「知財プロジェクト」が出来上がっていくきっかけを教えてくださいませんか。どのような点に問題があったのでしょうか。

**判事** インドネシアでは、最高裁長官が、インドネシアの司法における問題点全体を見ています。

当時の状況は、インドネシアにおける知財事件の判決が安定しない、一貫性がない、裁判官によって違うものが出てくるといった問題点がありました。このような状況は良くないし、第一審で担当する判事の知財に関する理解度がまだまだであるというのが問題点でありまして、それを改善するニーズがありました。そこで、知財事件に精通したアグン判事などから、知財についてのワーキンググループを作るべきであるという声が出てきました。

アグン判事は、当時は一般の最高裁判事でしたので、上司に伝える際には、私を通じて、こういうニーズがあるということを長官に伝えることにしました。

2014年、2015年にワーキンググループが立ち上がりまして、委員長が私、副委員長がアグン判事、そのメンバーに、知財・商業関係に強いラフミ判事という構成になりました。

2017年に、メンバーの入れ替えをして、新たにイブラヒム判事に入っていたりしました。そのときには、アグン判事も特別民事室長に昇進されていたので、大活躍されていました。

—— 「知財プロジェクト」を通じて、改善などは見られるようになったのでしょうか。

**判事** インドネシアの裁判官の知財に関する理解度が良くなってきたと思います。研修ができたり、あとは、本邦研修や、地方において普及活動をやっていたのが非常に良かったと思います。

本邦研修で日本に行った方々を中心として、知財事件の解決をしっかりとやっていくというマインドセットも変わりましたし、判決集第1集もでき上がりました。これは非常に良い教材です。裁判官を中心とする知財事件に関わる方々が、これを読むことによって、どのようにすれば、良い知財判決を書けるのかが分かります。裁判官によって判決が違うという問題が起こらないようにするための一助になっていると思います。

## ■ 裁判官の育成について

### 2004年に独立性が高まり、研修所を設立した

—— インドネシアにおける裁判官の育成についても、教えていただけますでしょうか。

**判事** 裁判官の育成については、最高裁のほうで、権限があります。このように拡大したのは2004年のことです。その前も、最高裁はありましたが、権限が非常に限定的でした。スハルト政権が終わった後の改革で、2004年に権限が非常に拡大しました。

そのときに憲法の改正もされまして、それまでは純粋な裁判機関、つまり、最高裁は上告審・再審を行い、判決する機関でした。しかし、それに関連して、人材育成や研修などをするようになりました。これまでは法務人権省が担当していましたが、2004年に独立性が高まって、我々がやるようになったのです。

財政については財務省の所管で独立性はありませんが、人材育成、研修については独立性ができたので、司法研修所を作りました。そこで、裁判官とそれ以外の職種の育成をしています。ワーキンググループを作って、カリキュラムを作って、マテリアルを作ってというような感じで、これまでやってきています。

—— そのほか、どのような取組みがされていますでしょうか。

**判事** そのほかは、最高裁長官以下各部局の代表がグループで地方を巡回しています。何をするかと言いますと、視察ですが、地方でどんなことが問題になっているのか、苦情・要望を直接赴いて聞くという活動を定期的にやっています。

—— インドネシアでは、裁判官の育成は、OJTよりも研修がメインなのでしょうか。

**判事** 知財を含む商業関連法、汚職、環境法、競争法、女性と子供の保護に関する法律、漁業、産業関連、法廷のマネジメントなど様々な分野がありますが、これらについては、特に若手裁判官や地方の裁判官に対して、司法研修所で研修を受けるのが人材育成のメインの部分です。

OJTもあります。一番多いケースは、裁判官又は裁判官候補者が、地裁で、先輩の判事・チューターとして存在していて、様々なことを現場で教えています。

しかし、司法研修所での研修による学びがメインですね。



司法研修所

## ■ 裁判所における今後の課題について

課題は大きく4つあり、日本の経験を学びたい

—— インドネシアの裁判所における今後の課題について教えていただけますでしょうか。

**判事** 大きく4つあります。

1つ目は、判決が同じ事件・同種事件では同じような判決が出るべきである、という統一性の問題です。日本ではどのようにしてきたのかという努力については、これからも学びたいと思います。

2つ目は、電子化、現代化です。日本はどのようにしていて、どうしていくのかはとても興味があります。私は、司法サービスが、迅速に安価に効率的に与えられるべきと思っています。その点について、日本はどのようにしていくのか、どうしているのかを是非学びたいと思います。インドネシアでは、E-Courtができていますが、今は第一審のみです。今後、高裁、最高裁でどのように使えるのかということもワーキンググループで討議中です。電子化、現代化をどうしていくのかには、大変関心があります。

3つ目は、知財はやはり重要性が高いと思います。今までやってきたこともそうですし、これまでやったことを評価して、今後どのように評価していくのかということも重要だと思っています。

4つ目はオンラインメデイエーションです。東京で開催されたAPECのテーマの一つでした。これをどのようにしていくのかは関心があり、特に、中小企業のメデイエーションはどうかを考えていきたいと思っています。実は、これについては、現在メデイエーションに関する最高裁規則をリバイスしようとしています。

オンラインメデイエーションができるという規定にしたいと思います。日本ではどのようにしているかということを知りたいと思っています。

—— 今後の日本との協力について教えてくださいませんか。

**判事** 1つ目は、現行の知財分野における協力の継続です。これは、是非お願いしたいです。これまで、普及、研修をやっていただきました。特に地方にある第一審の地裁の裁判官にもやっていただいたのはとても良かった。やっていただいた内容も素晴らしいと思っています。これまでは、商標が多かったので、意匠や特許、著作権はどうかかなど、分野を広げてやっていただきたいと思います。

2つ目は、新しい分野での協力をお願いしたいと思っています。オンラインメデイエーションをどうしているのか、判決の統一性の問題をどうしているのか、新しいケースにどう対処しているのかなどです。インドネシアでは、環境法関係の様々なケースが出てきて問題化してきています。日本は清潔でクリーンな国作りをしてきているので、どのように努力してきたのかが気になっているところです。

—— 環境法のケースとは具体的にどのようなものなののでしょうか。

**判事** インドネシアでは森林火災が大きな問題です。そうすると、学校が閉校になってしまいますし、飛行機も飛びません。生活に大きな影響を与えています。

他の国では飛行機が多いと環境汚染になるといいますが、インドネシアでは森林火災がひどいので飛行機すら飛ばないという問題があります。テクノロジーが発展していないので、火災が起りやすいと思います。

こうしたなかで、一般市民の方が、企業を訴えるケースが増えてきています。このような工業汚染問題は工場が建ち並んでいるジャワ島などで起きている問題です。

また、気候変動も問題です。

これらは、大統領も注目しているポイントでもあります。

## ■ メッセージ

—— 最後に、日本側にメッセージなどをいただけますでしょうか。

**判事** まず最初に、最高裁を代表して、これまでの日本政府・JICAの素晴らしい協力について、心より感謝を申し上げたいと思います。日本政府・JICAの協力というものは、最高裁の改革に大きく寄与しています。

インドネシア最高裁としては、より良い司法機関を目指していきたいと思っていますし、メデイエーションや知財についても、より進歩、発展をしていきたいと思っています。

そして、これまで両国が築きあげております、素晴らしい関係・協力関係が今後も続き、両国に恩恵を与えるものであって欲しいと願っています。



インタビューの様子（中央上部がタクデイル判事）



オフィスでの日常風景（一番左がタクデイル判事）